

## 四日市コンビナートのカーボンニュートラル化に向けた検討委員会設置要綱

## (名称)

第1条 本会は、四日市コンビナートのカーボンニュートラル化に向けた検討委員会（以下「CN委員会」という。）と称する。

## (趣旨)

第2条 この要綱は、本市臨海部のコンビナートが2050年のカーボンニュートラル社会においても本市産業の基盤として持続するために必要な様々な課題の調査・検討を行うことを目的に設置するCN委員会に関して必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事項)

第3条 CN委員会は、次に掲げる事項について調査・検討を行うものとする。

- (1) 四日市コンビナートのカーボンニュートラル化に向けた取組みに関する事項
- (2) その他目的の達成のために必要な事項

## (委員)

第4条 CN委員会の委員は、自治体の首長、学識経験者、企業関係者及び商工団体関係者とする。

- 2 委員の任期は、令和4年3月22日から令和5年3月31日までとする。

## (会長等)

第5条 CN委員会には会長及び委員長を置き、会長は三重県知事が務め、委員長は四日市市長が務めるものとする。

- 2 会長は、CN委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員長は、CN委員会の議事進行を務めるものとし、会長に事故あるときはその職務を代行する。

## (会議)

第6条 CN委員会は、委員長が招集するものとする。

- 2 会長又は委員長は、必要があると認めるときは、CN委員会に委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

## (代理出席)

第7条 委員がやむを得ず出席できない場合は、代理出席者を充てることができる。

## (部会等)

第8条 CN委員会には、専門の事項について検討を行うため、部会等を設置することができる。

## (会議の公開)

第9条 CN委員会の会議は原則公開とする。ただし、委員長が必要と認めた場合は非公開とすることができる。

## (事務局)

第10条 CN委員会の事務を処理するため、四日市市商工農水部商工課に事務局を置くものとする。

## (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、CN委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和4年3月22日から施行する。

(商工農水部商工課)

四日市コンビナートのカーボンニュートラル化に向けた検討委員会構成員名簿

(企業名・大学名の五十音順、敬称略)

(会長)

三重県知事 一見 勝之

(委員長)

四日市市長 森 智広

(委員)

・以下の企業の事業所長等

味の素(株)東海事業所

岩谷瓦斯(株)

出光興産(株)

石原産業(株)四日市工場

KHネオケム(株)四日市工場

コスモ石油(株)四日市製油所

J S R(株)四日市工場

(株)J E R A四日市火力発電所

昭和四日市石油(株)四日市製油所

第一工業製薬(株)四日市工場

D I C(株)四日市工場

東ソー(株)四日市事業所

東邦ガス(株)四日市工場

日本エア・リキード合同会社

三菱ガス化学(株)四日市工場

三菱ケミカル(株)三重事業所

三菱商事(株)

三菱マテリアル(株)四日市工場

・学識経験者

成城大学経済学部経営学科 教授 平野 創

東北大学大学院環境科学研究科 教授 吉岡 敏明

三重大学大学院工学研究科 准教授 西村 顕

・商工団体

四日市商工会議所 会頭 種橋 潤治

(オブザーバー)

経済産業省 中部経済産業局長 田中 耕太郎

国土交通省 中部地方整備局長 堀田 治

四日市港管理組合 経営企画部長 高野 吉雄

(事務局)

四日市市 商工農水部 商工課